

第 61 回三田祭 企業協賛企画実施の手引き

目 次

はじめに.....	2
第 1 章 実施の条件	3
1 実施資格	
2 協賛形態	
3 企業等への対価	
第 2 章 今後の手続き.....	5
第 3 章 注意事項.....	7
1 企画内容及び企業等との契約	
2 手続き	

はじめに

この手引きは、第 61 回三田祭において企業等の協賛を受けて企画を実施する際の条件や手続きの方法等についてご説明するものです。

三田祭は「塾生が主体となり、日頃の学生生活の成果を発表する場」という理念のもとに行われる学園祭であり、企業等が過度な介入をし商業行為を目的とした企画が行われることは避けなければなりません。そのため、出展団体の皆様が企業から協賛を受けることを認めるにあたり、三田祭の理念を堅持するため、協賛内容、企業への対価等を規制させていただく制度を施行いたしております。

各種申請手続き等、大変お手数をお掛けいたしますが、ご理解とご協力のほど何卒よろしくお願い申し上げます。企業協賛により、これまで資金面の制約で叶わなかったことが 1 つでも多く実現し、企画の質、多様性が向上することを心より願っております。

第 1 章 実施の条件

1 実施資格

以下の企画を実施する団体は、企業協賛企画を実施できません。

- ・講演会企画
- ・金銭の授受を伴う企画

上記を含む複数の企画を実施する場合、すべての企画について協賛の獲得を禁止します。

2 協賛形態

(1) 金銭協賛

企業から金銭の提供を受ける協賛形態を、金銭協賛といいます。金銭協賛は、企画実施に必要と認められる範囲においてのみこれを認めます。

(2) 物品協賛

企業から物品の提供を受ける協賛形態を、物品協賛といいます。物品協賛は、企画実施上有益と認められる範囲においてのみこれを認めます。ただし、以下の事項を禁止します。

- ・協賛により飲食物を得ること
- ・協賛により得た物品を販売すること

協賛物品を来場者に配布する場合、運搬、保管、その他の管理を適切に行ってください。

3 企業等への対価

ここで「対価」とは、協賛を受ける見返りとしての行為、例えば配布物への広告の掲載等を指します。

(1) 広告の掲載

ア 配布物への企業広告の掲載については、以下の条件でこれを認めます。

- ① 冊子については、広告を含むページを全体の 10% (小数点以下四捨五入) 以下としてください。ただし「冊子」とは、全体で 5 ページ以上であるものを指します。
- ② 上記以外のもの (例えば、ビラ、体験型企画の成果物等) については、広告の面積は全体の 10% 以下としてください。

イ 掲示物への企業広告の掲載については、以下のとおりとします。なお、複数の紙を連ねたもの (間隔が 5 mm 未満) は、その全体をもって一つの掲示物とします。

- ① B0 判 (1030 mm × 1456 mm) 以下のものについては、広告の掲載を認めます。ただし、その面積は全体の 10% 以下としてください。
- ② B0 判より大きいものについては、広告の掲載を認めません。

ウ 団体のウェブページ、SNS 等への企業広告の掲載については、企業の宣伝に関するものについてのみこれを認めます。

エ 前三項の他の媒体（看板、被服、映像等）については、企業広告の掲載を認めません。

オ 協賛物品における企業名等の表示については、通常の経路により入手した場合の範疇を超えるものは広告と見なします。

カ 広告を掲載するあらゆる物品は、事前に三田祭実行委員会に所定の方法で提出し承認を得る必要があります。その提出期限は、後期にご案内します。

キ 以下各号に該当する広告は掲載を認めません。

① 企業が主体となって、または企業の宣伝を目的に企画を行っていると思わせるもの

② 法令または業界規制に反するもの

③ 特定の政治的または宗教的思想に偏重していると思わせるもの

④ タバコまたは酒類の販売促進を目的とするもの

⑤ 風俗営業等または貸金業に関するもの

⑥ 公の秩序または善良の風俗に反するもの

⑦ その他、三田祭または慶應義塾の品位を毀損すると認められるもの

(2) 製品の配布・展示

来場者に対し企画との関係性が認められない協賛企業の製品を配布または展示する行為は、これを禁じます。

(3) その他

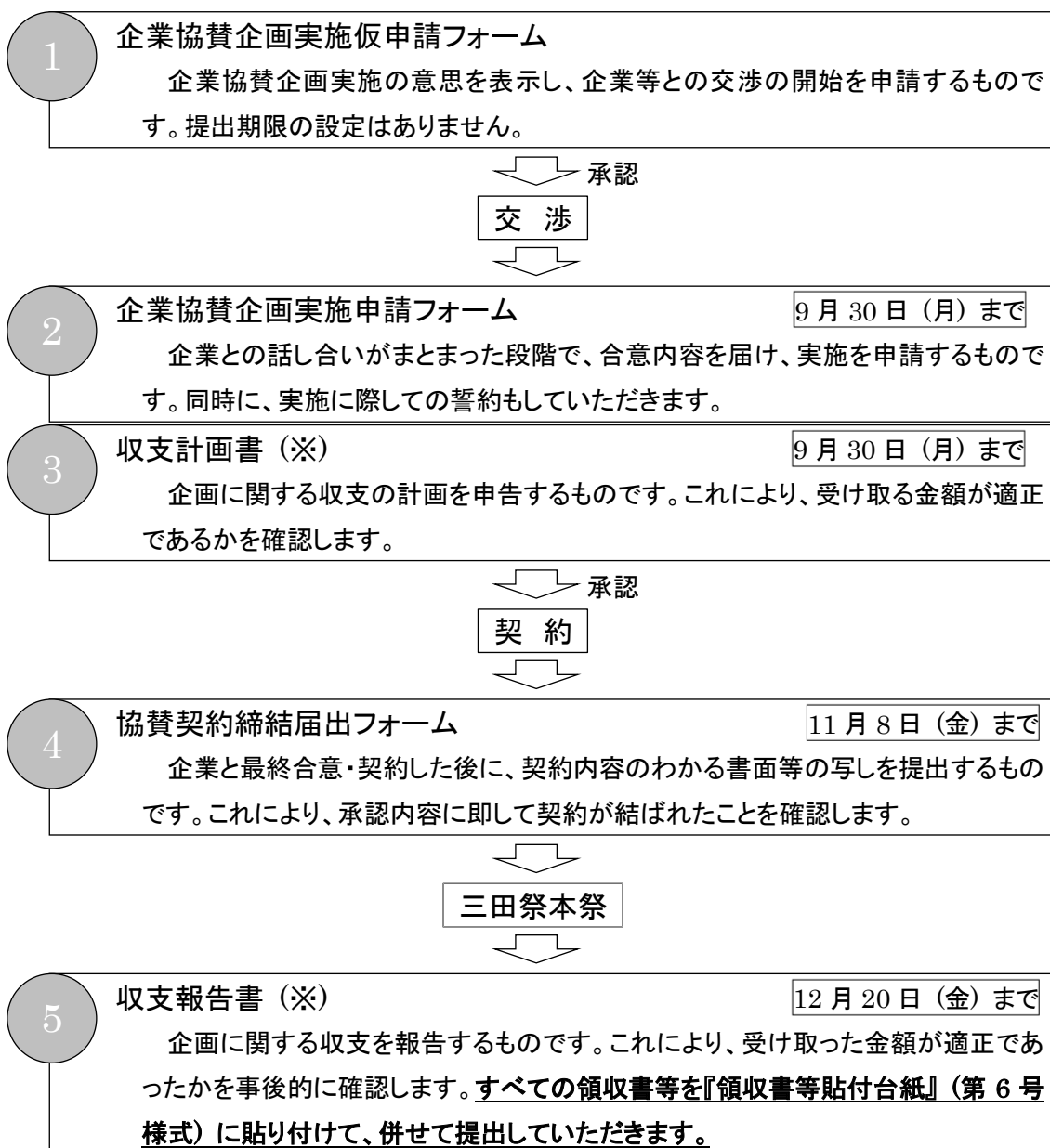
ここに定めのないものについてはすべて不可とします。

第2章 今後の手続き

企業協賛企画を実施する場合、以下の流れで申請フォーム等の記入・提出が必要です。○内の数字は、様式番号を示します。なお、記入上の注意事項は、各フォームに記載しています。

下記各種申請フォーム等は、三田祭公式ウェブサイトにて公開いたしておりますので、そちらから手続きをお進め下さい。[\(https://www.mitasai.com/\)](https://www.mitasai.com/)

また、審査の過程もしくは承認後に、本件に関する事実関係の確認のために追加で書面等の提出をお願いする場合があります。この場合、定められた期限までに提出してください。



※金銭協賛を受ける団体様のみが対象です。

収支計画書は、企業協賛企画実施申請兼誓約フォームに添付してご提出していただきますようお願いいたします。

また収支報告書は、領収書等貼付台紙に貼り付け、12月20日(金)までに日吉または三田の三田祭実行委員会の部室までお持ちください。

第3章 注意事項

1 企画内容及び企業等との契約

(1) 実施条件の遵守

企画内容（企業等への対価を含む）は実施条件に則してください。

(2) 企画内容の無断変更の禁止

三田祭実行委員会の承認を得た後の企画内容の無断変更は禁止します。変更する場合は、速やかにお申し出ください。

(3) 契約内容等の履行

企業等との契約内容及びそれに付随する合意事項は、完全に履行してください。

2 手続き

(1) 期限の厳守

手続きの期限は厳守してください。企業協賛企画に関する手続きについては、**遅延は一切認めず**、以下のとおり対応します。ただし、事前にお申し出があり、かつその事情が正当と認められる場合はこの限りではありません。

- ① 三田祭本祭以前の手続きについては、受理しません。個別の追加書面等の提出を含め、すべての手続きが完了しなければ企業協賛企画の実施は認められませんので、既に実施承認を出している場合には承認を取り消します。
- ② 三田祭本祭以後の手続きについては、協賛の内容に不正があったものとみなし、重大な禁止事項違反として罰則（第62回三田祭の出展禁止処分）を科します。

(2) 虚偽申告の禁止

手続きにおける虚偽申告は絶対にしないでください。虚偽申告が発覚した場合、三田祭本祭前、本祭期間中または本祭終了後を問わず、重大な禁止事項違反として罰則（出展中止及び第62回三田祭の出展禁止処分）を科します。

3 誓約事項

- 1 企画は乙に申請し承認を得た内容に沿って実施する。
- 2 申請書の記載事項に変更が生じた場合は、直ちにこれを乙に対して申告する。
- 3 乙が審査の過程において、または承認後に、本件に関する事実関係の確認のために書面等による情報の提示を求めた場合は、これに速やかに応じる。
- 4 申請及び申告はすべて虚偽なく、また遅滞なく行う。
- 5 前記各項に万が一反した場合は、乙の科すいかなる処分にも異を唱えない。
- 6 以下各号により契約不履行が生じた場合に、協賛企業から甲に対し協賛金・物品の返納や損害賠償の請求等があったとしても、乙は一切の責を負わないことに同意する。

- (1) 甲が故意または過失により規則に反し、これに対し乙が企画実施承認の取消、出展停止または中止の処分をとった場合
 - (2) 災害、事件、事故その他の不可抗力または乙の責に帰さない事態により企画の一部または全部を実施できなかった場合
 - (3) 第 60 回三田祭の安全かつ円滑な運営のため、乙が甲に対して企画内容の一部または全部の変更、もしくは出展停止・中止を要請した場合
- 7 甲と協賛企業との紛争について、乙は一切の責を負わないことに同意する。
- 8 来場者と協賛企業との間の紛争については、甲が適切に対処する義務を負うものとし、また乙は一切の責を負わないことに同意する。

4 免責条項

以下について、三田祭実行委員会は一切の責を負いません。

- ① 団体様と企業等との間に紛争が生じた場合
- ② 来場者と企業等との間に紛争が生じた場合
- ③ 災害、事件、事故その他の不可抗力または三田祭実行委員会の責に帰さない事態により企画の一部または全部を実施できなかった場合
- ④ 第 61 回三田祭の安全かつ円滑な運営のため、三田祭実行委員会が団体様に対して企画内容の一部または全部の変更もしくは出展停止、中止を要請した場合
- ⑤ 団体様に罰則を科したことにより損失が生じた場合



KEIO MITASAI 61st

第 61 回三田祭実行委員会

E メールアドレス info@mitasai.com

三田本部 所在地 西校舎学生団体ルーム 29 番

電話番号 03 (3453) 4070

開室時間 12:30-18:00

日吉支部 所在地 塾生会館 103 号室

開室時間 12:30-16:15

※土・日曜日、試験日、慶應義塾の休業日、早慶戦に伴う休講日は閉室します。

※夏季休校期間の開室予定については、前期分科会にてご案内します。